



ゆり北

第99号 (10期第3号)

発行・光が丘パークタウン

ゆりの木北自治会

東京都板橋区赤塚新町

3-32-4-403

電話 03 (3938) 9181番

発行責任者 吉 柳 俊 孝

第九回 今年もやります夏まつり！ 8月29日(土)～8月30日(日) 出店・出演募集中！！

92ゆりの木夏まつりは、八月二十九日(土)と三〇日(日)に開催いたします。

六月七日の商店会との打合せに続いて、七月五日に実行委員会が開かれました。例年の通り、商店会広場南側にステージ、商店会広場でお楽しみコーナー、模擬店が配置されます。

ステージでは、恒例になりました「サウンド・ブレイカーズ」のなつかしいスウィング・ジャズの演奏を柱に組み立てます。

お楽しみコーナーでは、金魚すくい、ヨーヨーつり、輪投げなどを子ども実行委員会を中心におこないます。このなかでゆりの木会(老人会)が趣向をこらした、ミニゲートボールを準備しています。ご期待下さい。模擬店では、生ビール、ラムネ、

かき氷、やきそば、焼きとり、フランクフルトソーセージ、ポップコーン、おでん等のお店が並びます。

昨年引き続き、リサイクル活動の一環として古本バザールも行います。約四千冊集まった本もほとんど引き取り手があり、残った本も病院や船で活用する方法が見つかりすべての本が生き返りました。

大枠はきまりましたが、細部はこれからです。舞台でやってみたい有志や団体でお店を出したい方は実行委員会までお申し出下さい。

まつりの前日、当日にお手伝いが多数必要です。
子ども達のかがかやいている瞳と一緒にあなたも汗を流しませんか。
そのあとのビールの味は最高ですよ。

おまつり協賛金のお願い

夏まつりは、自治会・商店会の分担金を柱に運営してきました。ここ数年、舞台設営などの諸経費がかさみ、分担金だけでは運営が難しくなっています。そこで一昨年から団地の皆様に「おまつり協賛金」をお願いすることになりました。昨年は90世帯から338口、16万9千円の協賛金をいただきました。今年もよろしくご協力下さい。

8月初めに各戸あてお願いをいたします。

本年度の夏まつりの予算(案)は、次のとおりです。

[収入]

自治会 分担金	300,000
商店会 分担金	600,000
協賛金 (個人)	180,000
協賛金 (団体等)	120,000
計	1,200,000

[支出]

イベント	500,000
テーブルリース	75,000
設営(舞台・電気)	350,000
ユニホーム	100,000
招待者・本部食事	100,000
本部経費	75,000
計	1,200,000

※ 自治会予算では、この他お楽しみ券配布予算180,000円を支出します。

※ 自治会でおこなうお楽しみコーナーは、独立採算(売り上げで、仕入れ・経費をまかなう)とし、収益が生じた場合は、周年事業に積みたてます。

消防協力で感謝状

六月四日未明の放火事件の際の消火活動に対し、志村消防署長より「感謝状」が届きました。発見、通報、初期消火が手際よく行われ、被害を最少限に止めた為です。多数の方に協力いただきましたので、自治会宛てになっています。当日ご協力いただいた方々に改めてお礼申し上げます。感謝状は集会所に掲出してあります。

これに先立ち、五月二十九日志村防火協会の総会の席上で、防災訓練などの日常活動でも「感謝状」をいただいております。

まずは、「火を出さない」心がけと、発災のときには「進んで、出来

いたずら注意報

その一 七月四日、十三号棟の火災報知機がなり、九階の防火戸が閉鎖しました。原因は九階E.V.ホールの感知器が水鉄砲で水を掛けられ、絶縁不良になった為です。自治会役員が直しました。最近水鉄砲がはやりようです。子供達に注意をお願いいたします。また非常ベルが鳴った



らお手近の方が管理センターに連絡してください。E.V.ホール一階に非常用インターホーンが有ります。
その二 七月八日、一号棟の方から情報が入りました。自転車置き場においておいたバイクがここ数日の間に無くなったと言うものです。解体され掛かったオートバイも見掛けられます。ゆりの木通り南住宅では新品の自転車ばかりをねらった事件が一週間に三件ほど起きています。盗難にあつたら警察署に届ける(下赤塚駅前交番でよい)と共に、自治会にも情報をお寄せください。その三 花火のシーズンになりました。団地内では「こども花火」程度にして、午後九時までは終わってください。バケツに水を用意するなど、後片付けも忘れずに！また、爆竹・打ち上げ花火など近所迷惑な花火遊びを見掛けたら注意して下さい。

感謝状

光が丘ゆりの木北自治会
貴自治会は平成四年六月四日板橋区赤塚新町三丁目三十二番地先で発生した火災に際し自治会の住民が隣保共助精神を発見通報初期消火等行動を一致協力して行い被害を最少限に止めた功労顕著でありますここに深く感謝の意を表します
平成四年七月六日
東京消防庁
志村消防署長 須賀久郎

定着した粗大ゴミの有料化

昨年七月より粗大ゴミが有料化されました。第二次ゴミ戦争と呼ばれる状況、埋め立て処分場の逼迫などからゴミの総量を減らすことが大きな狙いです。また、地球環境を守るという点からも使い捨てから、リサイクル・リユースの動きへの転換も期待されています。

板橋西清掃事務所の作業係長の竹野さんに粗大ゴミ有料化一年間を振り返っていただきました。

東京都が粗大ごみの収集有料化を開始してから、本年七月で早いもので丁度一年になりました。住民の皆様には、この間多大な協力をいただき、紙面を借り御礼申し上げます。

さて、当事務所の管轄区域(中台・下赤塚・成増・徳丸・高島平出張所管内)八万一千八百三十二世帯から排出された、昨年度のごみ量の現状ですが、普通・分別・粗大ごみを合わせて、六万八千二百八十八トン(小型清掃車約五万七千台)の処理をしております。これを平成二年度と比較してみますと、五百五十三トン(小型清掃車約四百六十台)の増量が見られました。このうち粗大ご

みについては、昨年度一千六百十トン(小型清掃車約一千三百四十台)で、全体の約二パーセントを占めており、平成二年度と比較すると、約三百七トン(小型清掃車約三百八十台)の増量となっています。

粗大ごみの増量の原因は、有料化直前のかげ込み申込みの一時的増加もありますが、大量生産、大量消費という社会的背景に、製品の使い捨てが大きく影響していると思われます。まだ使用できる冷蔵庫やステレオ等の電化製品が毎日のように申告されてきます。出す前に「もったいない。」という気持をもう一度呼び起こしていただきたいものです。



ともあれ、粗大ごみの増量はあったものの、管内では、不法投機物や

青いバナナ

緑日の季節がやって来ましたね。緑日と言えば、半分青いバナナを買わされた王子の頃を、思い出します。

関東の大震災後、王子に居りました。王子新道と言って、砲兵工廠の前を通って、今の板橋区役所の所へ出る通りでした。今から七十年近くも前の王子は、三の輪から王電(今の都電)で田圃の中をコトコトゆられて行く様な夜などは一人歩きの出来な様な本場に淋しい田舎町でしたが、落語でおなじみの王子稲荷の初午、飛鳥山のお花見、王子権現の喧嘩祭り、音無川の紅葉と其の頃の東京の人の格好な行楽地でした。王子権現の横の坂の所に小さなお

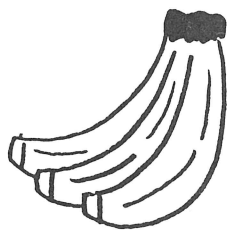
五一九〇二 村 上 行 夫

地蔵様があって、巣鴨のお地蔵様と同じ四の日は緑日で随分と賑わったものです。

其の頃は、小学校三年位で二ツ違いの妹と十銭宛小遣いをもらって、緑日に行きました。

青白く光るアセチレンガスの匂いと大勢の人混みにもまれ乍ら今で言うアイスキャンデーですかアイススマックと行ったと思いますが、一本宛買って、シャブリ乍ら、調子のいいバナナのたたき売りの口上をウツトリと聞きほれて居りました。

「坊や」とかなんとか甘い言葉にさそわれて残りの金をはたいて半分青さの残るバナナを何本か買って得



無申告による放置が逆に少なくなってきたとあります。

ゆりの木北団地につきましても、粗大ごみの申告や手数料の支払いも適正になされております。又、可燃物、不燃物、粗大ごみの分別が徹底

されており、各集積所も清潔に保たれて収集作業がしやすくなっております。

今後とも、ごみの減量化等東京都の清掃事業にお一層のご支援ご協力をお願い致します。

板橋西清掃事務所のゴミ量の推移

区 分	昭和63年度		平成元年度	
	対象戸	処 理 量	対象戸	処 理 量
普通ごみ	戸	t	戸	t
	76,025	48,182.5	77,799	50,481.9
分別ごみ	戸	t	戸	t
	〃	19,333.4	〃	17,343.3
粗大ごみ	戸	t	戸	t
	〃	1,378.8	〃	1,343.5
計	76,025	68,894.7	77,799	69,168.7
区 分	平成2年度		平成3年度	
	対象戸	処 理 量	対象戸	処 理 量
普通ごみ	戸	t	戸	t
	80,017	49,487.3	81,832	50,342.7
分別ごみ	戸	t	戸	t
	〃	16,944.7	〃	16,335.6
粗大ごみ	戸	t	戸	t
	〃	1,303.2	〃	1,610.21
計	80,017	67,735.2	81,832	68,288.5

注) 1. 対象戸は、各年度末の世帯数である。
2. 処理量は、年量である。
3. 昭和63年度より清掃車1台当たりの積載換算量が変更となった。(分別ごみの小型コンテナ車の積載基準が1.2トンから0.8トンとなった。)

リサイクルの主役はあなた

が送付されます。置き場番号は、ごみ置き場に提示してあります。

* 普通ゴミ(燃えるゴミ)、分別ゴミ(燃えないゴミ)の区分を守りましょう。

* アルミ缶は「ゆりの木会(老

人会)でリサイクル収集していただきます。ご協力下さい。有料ゴミ置き場に籠が置いてあります。

* 保育園前に牛乳パック、乾電池のスタンドが有ります。区が回収

* 「よしや」では、牛乳パック、発泡スチロールトレイ、買い物袋を回収しています。

* タイヤ、オイル、バッテリーなどは有料でも回収しません。購入店かメーカーに引き取ってもらって下さい。

団地内のペット飼育について

公共団地には居住者が安全で快適に生活するための規制がいろいろある。居住者はそれに従う義務があるが、同時に、その是非を論じ必要に応じて管理者に変更を要求する権利も併せ持っているはずである。

ところで「ペット飼育禁止」という規則は本当に必要なのだろうか? 犬や猫と一緒に暮らしたいとひそかに思っている人はごく少数なのだろうか?

はずである。

公団側も今後は頭から禁止するのではなく、ある程度居住者同士の判断に任せる、また新規の団地には1、2棟ペット可の棟をつくるなどの配慮をして欲しい。なんといっても都内では団地に住まざるを得ない世帯は多く、子供のいる家庭では子供の情操教育のため、子供がいない家庭では孤独を分かち合う相手として犬や猫と一緒に暮らしたいと思って当然なのだから。



(ミケより)

管理組合の「共同生活の秩序維持に関する協定」の第三条によれば、次のことは禁止されています。
二、小鳥及び魚類以外の動物を飼育すること。
四、近隣の迷惑となる言動を行い、又は騒音、悪臭、煤煙等を発すること。

又賃貸住宅についても「住まいのしおり」の中で次のように書かれています。
犬、猫、はと、にわとりなどの動物を飼うことは禁止しています。飼う方にとって何でもない鳴き声、においなども、他の人にとっては大変迷惑になるものです。

編集部から

自治会・管理組合への苦情のベスト10にはいるペットの問題について、皆さんのご意見をお願いします。紙上討論を重ねたうえで自治会の結論をまとめます。